

消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会
及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会
平成30年度第1回合同会議
議事要旨

1. 日時 平成30年7月17日(火) 16:00~18:00
2. 場所 経済産業省別館3階312会議室
3. 出席者
(消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会)
齋藤議長、小坂委員、越山委員、徳田委員、横矢委員
(消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会)
升田議長代理、伊藤委員、河津委員、倉貫委員、佐々木委員、田辺委員、新倉委員、
唯根委員

(事務局)
消費者安全調査委員会事務局(消費者庁)
高島審議官、野田消費者安全課長、尾崎消費者安全課事故調査室長、
柳川消費者安全課政策企画専門官
経済産業省
米田大臣官房審議官、原製品安全課長、大澤製品事故対策室長、
橋爪製品事故対策室室長補佐

(注1) 合同会議の庶務は、消費者安全調査委員会事務局と経済産業省が合同で行う。

欠席者
(消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会) 東郷委員

4. 議事
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 報告事項
重大製品事故の受付・公表状況及び重大製品事故公表等処理状況について
 - イ 審議事項
 - 1 調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について
 - 2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について
 - 3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について
 - 4 合同会議の開催アレンジの見直しについて
 - (3) 閉会
5. 議事概要

・事務局より、資料に沿って説明を行った。委員からの発言概要は以下のとおり。

- ア 重大製品事故の受付・公表状況及び重大製品事故公表等処理状況について
・資料3に沿って、項目ごとに消費者庁より説明

委員から意見等はなかった。

- イー1 調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について
・資料4－(1)及び資料4－(2)に沿って、案件ごとに消費者庁より説明

委員から意見等はなかった。

- イー2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について
・資料5－(1)及び資料5－(2)に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

委員

A201600501（石油ふろがま（薪兼用））について、30年以上前の製品の事故であるが、取扱説明書は使用者の手元にあった説明書で確認したのか、それとも事業者から供与されたものかを確認したのか。本件はPL法が出来る以前の製品のため、説明書に製造年月日が入っていなかったと思われる。事業者から供与された説明書の場合、実際にそれが消費者に対して提供されたものかどうか分からない。事業者の手元にあった説明書で確認したのであれば、その旨、判断理由に記載したほうがいいのではないか。

経済産業省

この事案に限らず、NITEが取扱説明書を確認する際は事業者から提供される取扱説明書をもって確認作業を行っている。本件の書きぶりについては引き取らせていただきたい。

委員

A201700197（自転車）について、マウンテンバイクと称する自転車でも実際には山道を走するのに適していない自転車が非常に多い。一方、ユーザーは、どの程度の山道を走れるものなのかはよく分からない。そのことが、こうした事故が起きる原因になっていると思われる。おそらくユーザーはNITEが検証したテスト環境よりも険しい場所を走ったのではないかと推定される。本件は、クイックリリースだけの問題なのか、それとも、この自転車が山道に適していたかの検証も必要ではないか。

経済産業省

自転車のスペックについて、もう一度しっかり確認した上で、どのような使用がなされたのかも確認した上で、改めて結論を検討させていただく。

議長

本件は、きちんと状況を整理した上で、次回以降に再審議することとする。

- ・資料5－(3)及び補足資料に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

委員

A201700118（IH調理器）について、少量の油で「揚げ物モード」で調理すると発火するのは、当然であるが、判断理由の中で、2つ目の○「当該製品には出火の痕跡は認められず、動作に異常は認められなかった」との内容と、結論部分「少量の油でかつ鍋底反りのある鍋を使用して油を加熱したため」との関係が分かりにくいので、補足をお願いする。

NITE

2つ目の○は「製品本体の状況」を指しており、実際に出火したのは「鍋の中の油」であり、少量の油で、かつ反りがある鍋を使っていたため、安全装置が油の温度を検知できず、安全装置が働く前に油が発火してしまったということである。

委員

そうであれば、中の油が発火したと書くべきである。

（橋爪室長補佐）経済産業省

了解した。

委員

A201500615（焙煎機（コーヒー豆用））について、「一般消費者の生活に供される製品を対象としているところ」とされており、当該製品が一般消費者向けの製品であったということであるが、この焙煎機が一般消費者向けであったことの確認は取れているのか。

経済産業省

飲食店で従業員が使っていたという確認はとれているが、消費生活用製品安全法においては、誰が使っていたかではなく、その製品が一般消費者向けの製品であったかどうかで、消費生活用製品に該当するかどうかを判断している。本件は、一般消費者向けの製品として販売されていたものを飲食店が購入し使用して発生した事故であったことから、法律の対象製品としている。

委員

A201700434（介護ベッド）について、手元スイッチが裏返しになった場合スイッチが押されてしまうような不具合はなかったのか。また、ベッドのマットレス部が下降する際に、モーターの作動によるアシスト機能が付いていたかどうかの確認は行われていたのか教えてほしい。

電動リクライニングベッドの場合、上昇するときにはモーターによるアシスト機能はあるが、下降するときにはアシスト機能があるものとないものがある。以前、子供の死亡事故が発生した際、下降してくるマットレスとベッドガードの上端との間に子供の首が挟まり亡くなっているが、その際は、電動力によるモーターの作動により挟み込み力が200キログラム重となっていた。当時、下降にあたりアシストによるそこまでの加重は必要なかったのではないかとの意見が出ていた。今後の製品としての参考になる部分でもあると思うので、確認しておいたほうがいいのではないか。

NITE

手元スイッチに関しては、操作面が下向きの状態で床に落下したとしても、縁の部分がボタンより高くなっているため、その状態で手元スイッチに荷重が加わってもボタンは押されない構造になっている。

経済産業省

電動リクライニングベッドが下がる時のアシスト力については、現時点では不明のため確認させていただく。

委員

A201600335（電気式浴室換気乾燥暖房機）に関連する太陽光発電システムについて、先の大阪北部地震や西日本豪雨などの関係で早急に対応しなければいけないと思われるが、太陽光発電システムは倒壊していても日光に当たれば発電し、感電の危険がある。経済産業省や太陽光発電協会のホームページでは注意喚起されているが、マスコミやボランティア活動などの現場では注意喚起がされていないように感じる。一般消費者からすると、瓦礫の中に混ざっていると分かりづらい状況にある。これについて、早急に経済産業省から何らかのメッセージを出していただければと思う。

経済産業省

被災地で被害にあった太陽光発電システムは、触れると感電するおそれがあるが、ボランティアの方々にどのように伝えたらいいかを検討する。他にも被災地に伝えなければいけないこととして、「水没した電気製品は使用しない」などもあり、伝える方法を検討したい。

委員

A201700256（抱っこひも）について、縦抱きの抱っこひもは、種類も多く大変人気があるが、別のブランドでは「インファントインサート」といって、首が完全にすわっていない新生児の子には、ちゃんと頭部と首をガードする新生児パッドを入れるように謳われている。必ず本体製品と一緒に買わなければいけないという製品ではないが、この製品では販売があったのか。

経済産業省

この商品は首を支えるような形で一体となって設計されているようで、少なくともこの事故品については首だけのパーツはないようである。

イー3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

- ・資料6及び補足資料に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

議長

A201600367（電動シャッター（車庫用））について、本件については、製品起因とは言い切れないが、使用状況として複合的な条件が重なると同様な事故が起こり得るということか。電動シャッターの設計として、おそらく車椅子がそこを通ることを当初から想定されていなかったのではないかとと思われる。今後、車椅子で同じような状況があった場合、再発する可能性が想定されるのであれば、どのように注意喚起するかについて考えなければいけないのではないか。

経済産業省

メーカーは、製品設計は変えずに注意喚起をする対策をとったと聞いている。御指摘のとおり、このセンサーの設定は、電動車椅子で使うことが想定されていなかった可能性がある。本件では、リモコンのボタンを偶然押してしまったと考えられるが、同様の事故がないよう管理してもらうということではないか。

イー４ 合同会議の開催アレンジの見直しについて

- ・資料7に沿って、経済産業省より説明

委員

会議の開催が4回になるということは、1回当たりの検討する件数は、今回の半分ぐらいになるということか。また、各委員が事前に意見を提出し、それに対して事務局が回答を作成し、それについてコメントをするやり方になるのか。

経済産業省

基本的に電子メールのやりとりを何回かさせていただく中で、委員の皆様の間で一定の結論を導き出していく方針を考えている。書面だけで結論を出すのが難しい案件については、委員に参集いただいた会合の場で議論いただきたいと思っている。

委員

これまで時間がかかってきた主な原因は、調査は終わっているものの、この委員会の判定会議にかけるまでに間があり、結果として時間がかかっているとの理解でよろしいか。その

場合、NITE側あるいはメーカー側の調査は概ね終了しているものは結構あるとの認識でよろしいか。もしそのような状況であれば、書面で判定する案件がどんどん出てくることになるのか。

経済産業省

製品起因でないと判断したい案件については、同じ認識である。製品起因かどうか判断が必要な案件については、出来るだけ早めに結論を出す必要があると考えている。

逆にNITEや経済産業省の検討の中で、製品起因の疑われる案件については、この委員会とは別に、リコールを含めた今後の対応についてメーカーと議論するので、この委員会で結論を急ぐべき案件は、限定的になると考えている。

議長代理

この会議のやり方については、これまでいろいろな改善の試み等が行われてきて現在に至っている。

そもそも法律の趣旨に従って、できるだけ早く公表すべきものは公表する。迅速性と充実した判定の議論を行うということが2つの目標である。長い間の経験と試行錯誤が、今日こういう提案として考慮されていると思われる。

委員

メールでの意見交換は、今回のように案件の資料をいただいて、それにコメントを出して、そのコメントに対してさらに事務局から回答があるといった枠組で実施されるとの認識でよいか。

メールでの一対一の対応の場合、1回だけのキャッチボールで結論が出てしまい、議論決着が確認できない可能性もある。専門的にはよくわからない領域の御指摘を、例えば消費者団体の方や違う事業者団体の方から出た御意見に対して、なるほどそういう観点での議論は非常に重要だなというような部分があるので、細かな、透明性があるような議論の枠組みを考えていただきたい。

経済産業省

ご指摘の趣旨を認識している。1人の委員と具体的なやりとりがなされた場合も、それを

他の委員にもきちんと共有させていただく方針である。いろいろ御意見をいただきながら進めたい

議長代理

従来あったもう一つの議論は、この委員会は消費生活用製品の法律に基づいて行うということで、問題は一体何を審議するのか、何について意見を言うのかということと、もう一つは、委員会での意見が、先ほどの公表にどう考慮されるのかについて、実は従来から議論されてきた。

委員会での意見は、意見を言うだけであって、最終的には事務局でそれをどう考慮するかということを経理で決めることになっており、拘束はされない。いろいろな意見があっても、製品事故あるいはその予防、防止対策のために参考になる意見というのは、この委員会の法律上の趣旨や目的では必ずしもない。ただし、広く意見を言ってよいということで、従来、運営されてきている。

今回、それぞれ電子メールで意見を言うときに、自分の意見を絶対に聞かなければ載せないということではなく、もう少し幅広く考えるべき問題ではないか。電子メールですべて議論をして、滞留が非常に多くなるだけでは、あまり意味がない。電子メールでどのような形でどのような内容でやるのかは、そこを十分に配慮して枠組みを決めていただければと考えている。

議長

当初この会合に参加したときには、今回のような資料はなかった。当日に初めて資料配布され、それを元に議論するという形であったため、事務局に改善をお願いし、現在のような充実した資料になってきている。

現在は1回のキャッチボールだが、事務局から回答が作成されており、この会合で追加質問がなかった件については「問題なし」として扱っても問題ないと思っている。追加質問があり、保留される可能性があるのは全体の1割に満たないと思うが、その案件の取り扱いについて、いつまで議論を行うかなどその対応を詰めていく必要がある。場合によっては、全員集まってコンセンサスをとる必要性がある案件も残ると思う。

ただし、そのような案件のために全部の案件が引っ張られて保留する必要はない。これまでも質問がなければ「問題なし」として扱っており、事務局に質問するほうも慎重に行う必

要があり、事務局からの回答も丁寧にする必要がある。それでキャッチボールして、再度、もう一回キャッチボールしたときにどれだけ時間がかかるか。これが事務局の工夫だと思う。そのキャッチボールのやりとりは、最終的には全員にわかるようにすべきである。新しいチャレンジになるが、よろしく願います。

—了—